



## 公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定による意見書の提出があったので、同条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該意見書を縦覧に供します。

平成29年4月6日

長野県知事 阿部 守一

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
 イオンモール松本 A棟・B棟  
 松本市中央4-1389-1ほか  
 イオンモール松本 C棟  
 松本市中央4-1234ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
 イオンモール株式会社  
 代表取締役 吉田 昭夫  
 千葉県千葉市美浜区中瀬1-5-1
- 3 同法第8条第1項の規定による松本市の意見の概要
  - (1) 駐車需要の充足その他による大規模小売店舗の周辺地域の住民の利便及び商業その他の業務の利便の確保のために配慮すべき事項
    - ア 中心市街地及びその周辺の交通渋滞緩和のために、来店自動車の総量抑制等の交通対策に取り組むことと、中心市街地全体の交通対策への協力をお願いします。
    - イ 市では持続可能な循環型社会の形成を目指して、ごみの減量化に取り組んでいることから、廃棄物に関しては、発生を抑制するため食品ロスの削減に努めるとともに、リサイクルの推進に配慮してください。
    - ウ 設置者は、大規模小売店舗内の小売業者と協力して、松本市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第7条の規定に基づき、ごみの減量、資源化及び適正処理に努めてください。
    - エ 設置者は、管理する建物・土地周辺を清潔に保ち、ごみ等がポイ捨てされることのないように適切に管理してください。
  - (2) 騒音の発生その他による大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の悪化の防止のために配慮すべき事項
    - ア 騒音レベルの予測において、夜間等価騒音レベルが環境基準を超過した箇所については、建設前に事前に調整を図り、苦情に繋がらないように最大限配慮してください。
    - イ 従業員駐車場では、アイドリングを行わないなど、騒音の発生低減に努めるよう従業員に指導してください。
    - ウ 建設後に苦情が発生した場合は、誠意を持って速やかに解決に向け、対応してください。
    - エ 騒音・振動規制法に係る特定施設を設置する場合、当該施設設置30日前までに松本市環境保全課に届け出てください。
    - オ 施設立地に伴う電波障害、光害等を生じさせないように配慮してください。
    - カ 低周波音などの、騒音規制法、振動規制法、松本市公害防止条例の規制基準に係るものでない苦情が発生した場合であっても、誠意を持って速やかに解決に向け、対応してください。

キ 廃棄物は、自己処理するか、自己処理できない場合は、事業系一般廃棄物は市が許可する一般廃棄物収集運搬業者に、産業廃棄物は県が許可する産業廃棄物収集運搬業者に委託して処理してください。

ク 廃棄物の処理を委託する場合は、収集及び運搬に際し、効果的かつ安全に作業が出来るスペースを設けてください。

ケ 施設規模から様々な種類のゴミの発生が予測される中、特にA棟の食料品専門店やB棟・C棟の飲食施設等から多量の食品残さの排出が想定されます。排出時には、周辺への悪臭の発散等を防止するため、廃棄物保管庫の密閉性を確保するとともに、防臭及び除臭に対して適切な対策を講じてください。また、当地域においても、イオングループが進める食品リサイクルループの構築について検討してください。

コ 年間18トン以上の一般廃棄物を排出する場合は、松本市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第10条の2で規定する「多量排出事業者」に該当しますので、市が定める「ごみ減量行動計画」を作成するとともに、「廃棄物管理責任者」を定めて、松本市環境業務課へ提出してください。

サ 地球温暖化防止のため、環境配慮車や再生可能エネルギーの導入、微気象改善を考慮した敷地内の緑化など、低炭素型社会づくりとして、先進的な環境への取組みを進め、温室効果ガスの削減に努めてください。

シ 景観法第16条第1項に基づく届出の内容を変更するときは、変更届出前に事前の協議をお願いします。

## 4 意見書の縦覧の場所

長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室及び長野県松本地域振興局商工観光課

## 5 縦覧の期間

平成29年4月6日から平成29年5月8日まで

産業立地・経営支援課  
 創業・サービス産業振興室

## 公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第2項の規定による意見書の提出があったので、同条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該意見書を縦覧に供します。

平成29年4月6日

長野県知事 阿部 守一

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
 イオンモール松本 A棟・B棟  
 松本市中央4-1389-1ほか  
 イオンモール松本 C棟  
 松本市中央4-1234ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
 イオンモール株式会社  
 代表取締役 吉田 昭夫  
 千葉県千葉市美浜区中瀬1-5-1
- 3 同法第8条第2項の規定による意見の概要
  - (1) 意見提出者

木内 基裕

(2) 意見の概要

ア 駐車場を利用する南側(やまびこ道路、筑摩・並柳界限)及び西側(国道158号線から伊勢町・本町・中町・日ノ出町)からの待機車両を減らし、救急車・消防車・パトカーなど緊急車両、公共交通機関・シャトルなど通過車両が公道をスムーズに走行できるよう、駐車スペースを広げ、計画の2,000台から3,500~4,000台に増やしていただきたくお願いします。

イ 北側の出入口(女鳥羽川左岸)を閉鎖し、信州大学附属病院へ市内から向かう緊急車両優先道路としての確保をお願いします。

ウ 交通シミュレーションを専門機関に依頼するようお願いいたします。

(注) 意見の詳細は、意見書に記載のとおり

4 意見書の縦覧の場所

長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室及び長野県松本地域振興局商工観光課

5 縦覧の期間

平成29年4月6日から平成29年5月8日まで

産業立地・経営支援課  
創業・サービス産業振興室

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第8条第2項の規定による意見書の提出があったので、同条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該意見書を縦覧に供します。

平成29年4月6日

長野県知事 阿部 守一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオンモール松本 A棟・B棟

松本市中央4-1389-1ほか

イオンモール松本 C棟

松本市中央4-1234ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

イオンモール株式会社

代表取締役 吉田 昭夫

千葉県千葉市美浜区中瀬1-5-1

3 同法第8条第2項の規定による意見の概要

(1) 意見提出者

松本市中心市街地商店街 木内 基裕

(2) 意見の概要

ア 店舗駐車場に入るための公道上の待機車両を減らし、また、通学道路(日ノ出町・中町・高砂通り)における、自転車と待機車両との接触事故を防ぐため、駐車台数を3,500~4,000台規模に増やすことを要望します。

イ 緊急車両をスムーズに通過させるための交通渋滞シミュレーションの作成と研究を専門機関に依頼することを要望します。

ウ 女鳥羽川沿いの駐車場出入口は作っておき、普段は閉鎖(歩行者・自転車は利用可能)。店舗内の緊急患者の搬送用ゲートとする。上流には信州大学附属病院があるので、市民の救

急患者搬送のためライフロードの道として確保(女鳥羽川兩岸の渋滞を避ける)。

(注) 意見の詳細は、意見書に記載のとおり

5 意見書の縦覧の場所

長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室及び長野県松本地域振興局商工観光課

6 縦覧の期間

平成29年4月6日から平成29年5月8日まで

産業立地・経営支援課  
創業・サービス産業振興室

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第8条第2項の規定による意見書の提出があったので、同条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該意見書を縦覧に供します。

平成29年4月6日

長野県知事 阿部 守一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオンモール松本 A棟・B棟

松本市中央4-1389-1ほか

イオンモール松本 C棟

松本市中央4-1234ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

イオンモール株式会社

代表取締役 吉田 昭夫

千葉県千葉市美浜区中瀬1-5-1

3 同法第8条第2項の規定による意見の概要

(1) 意見提出者

松本商工会議所 会頭 井上 保

(2) 意見の概要

大規模小売店舗立地法では必要な駐車場の収容台数を算出する際、「大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針(以下:指針)」にある指数を使うことになっており、今回の届出の計算でも、「人口40万人未満で駅から1,300m以下の距離にある商業地区」であるとして自動車分担率は「60%」の指数が使われています。

しかし、指針では商業地区であっても当該店舗が立地する地点の公共交通機関利用者の利便性、周辺地域の商業集積の状況や土地利用状況から判断して、これによることが適当でない場合は「その他地域」として取り扱うものと定められており、今回イオンモール松本の出店に当たっては「商業地区60%」ではなく「その他地域の自動車分担率70%」で交通処理計画が検討されるべきだと考えます。

駐車場入り待ちの自動車による交通渋滞を起こさないため、設置者や関係機関に一層の対策を講じるよう要望したいと思いますが、特に計画している施設規模に対し駐車場の絶対数が不足していると考えるので、最低でも更に300台以上の契約駐車場を施設の近隣に確保するよう強く要望します。

(注) 意見の詳細は、意見書に記載のとおり

- 4 意見書の縦覧の場所  
 長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室及び長野県松本地域振興局商工観光課
- 5 縦覧の期間  
 平成29年4月6日から平成29年5月8日まで

産業立地・経営支援課  
 創業・サービス産業振興室

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第2項の規定による意見書の提出があったので、同条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該意見書を縦覧に供します。

平成29年4月6日

長野県知事 阿部守一

- 大規模小売店舗の名称及び所在地  
 イオンモール松本 A棟・B棟  
 松本市中央4-1389-1ほか  
 イオンモール松本 C棟  
 松本市中央4-1234ほか
- 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
 イオンモール株式会社  
 代表取締役 吉田 昭夫  
 千葉県千葉市美浜区中瀬1-5-1
- 同法第8条第2項の規定による意見の概要  
 (1) 意見提出者  
 諏訪 和也  
 (2) 意見の概要

公告

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成26年法律第101号）第18条第1項の規定により、次のとおり農用地利用配分計画を認可しました。

平成29年4月6日

長野県知事 阿部守一

- 1 認可した農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住所	
甘利明穂	小諸市大字塩野2135	小諸市大字塩野字南ヶ原3663ほか7筆
竹内俊三	佐久市塚原84-1	小諸市大字塩野字南ヶ原3644
本田正則	小諸市大字塩野字南ヶ原3876-6	小諸市大字塩野字南ヶ原3609ほか2筆
信州蕎麦ルネサンス株式会社	上田市常田3-2-30	小諸市大字滋野甲字中壱騎場3920-3ほか4筆
有限会社大西製粉	小諸市甲字十唐松1581-3	小諸市大字大久保字八布施1789-2ほか9筆
パンスイ農事株式会社	小諸市諸375	小諸市大字西原字青木241-1ほか2筆

店舗東側の通りは並柳から塩尻方向へと続く、上田方面からくる輸送トラックが多い道であり、慢性的に渋滞している。開業後は大渋滞が発生する恐れがあり、地域経済や緊急自動車への影響が懸念され、地域住民の生活や生命に関わる。

(注) 意見の詳細は、意見書に記載のとおり

- 4 意見書の縦覧の場所  
 長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室及び長野県松本地域振興局商工観光課
- 5 縦覧の期間  
 平成29年4月6日から平成29年5月8日まで

産業立地・経営支援課  
 創業・サービス産業振興室

公告

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第7条第1項の規定により、農業振興地域の区域を次のとおり変更しました。

なお、変更区域に係る図面は、塩尻市役所において縦覧に供します。

平成29年4月6日

長野県知事 阿部守一

農業振興地域名	変更区域	変更面積 (ha)	
		増	減
塩尻	塩尻市大字広丘野村の一部	-	9

農業政策課

上原英雄	佐久市常田278-2	佐久市長土呂字砂田1692ほか1筆
坂下理人	佐久市瀬戸3454-68	佐久市横根字苧1028-1ほか1筆
市川一成	佐久市中込607-1	佐久市中込字久保1588-2
小城雄哉	佐久市春日2402	佐久市春日字新田1816-1ほか6筆
諸井智久	南佐久郡北相木村660-1	南佐久郡北相木村字京ノ岩1013-1ほか6筆
加藤裕輔	南佐久郡北相木村2545-2	南佐久郡北相木村字京ノ岩1076ほか5筆
有限会社ムラヤマ	上田市下之郷199	上田市下之郷字雲雀1213-1ほか2筆
塩澤好次	上田市五加1308	上田市五加字前沖401ほか4筆
馬場秀明	上田市八木沢491	上田市八木沢字裏田中172-1ほか2筆
有限会社小林農園	上田市小島829	上田市下之郷字西原田475-1
バンスイ農事株式会社	小諸市諸375	上田市富士山字上居守沢1960-26ほか1筆
農事組合法人姫子沢くるみ農園	東御市祢津2923-5	東御市祢津字上野畑2622-1ほか15筆
株式会社はすみふぁーむ	東御市祢津413	東御市祢津字原89-1
農事組合法人信濃霧山ダットンそば	小県郡長和町大門2464-2	小県郡長和町大門字戸蔭沢1283-2ほか7筆
牛山廣幸	茅野市湖東2955	茅野市北山字赤錦9176
中島剛司	茅野市湖東1127	茅野市北山字赤錦9177-1ほか2筆
農事組合法人ゆいにしはる	伊那市西春近5146-6	伊那市西春近3413-1ほか5筆
農事組合法人はるちか	伊那市東春近2789	伊那市東春近473ほか4筆
伊東隆見	伊那市東春近9075	伊那市東春近9036ほか1筆
結城晋平	伊那市高遠町長藤1940	伊那市高遠町勝間1330ほか2筆
農事組合法人らいふ	伊那市高遠町下山田643	伊那市高遠町小原488
伊藤俊成	伊那市高遠町長藤黒沢5465	伊那市高遠町長藤1618-1ほか2筆
合同会社ミレッツ	伊那市長谷非持959-1	伊那市長谷非持4097
農事組合法人福地の里	伊那市富県6566-4	伊那市東春近8362ほか1筆
株式会社ファーム手良	伊那市手良野口215	伊那市手良沢岡1121ほか9筆
北條晃一	伊那市東春近1740-2	伊那市東春近7349-1
松崎昇	駒ヶ根市下平1070	駒ヶ根市下平4746ほか3筆
中村良治	上伊那郡辰野町大字小野2351-2	上伊那郡辰野町大字小野字駒沢2339ほか9筆
農事組合法人たつの営農	上伊那郡辰野町大字樋口2197-1	上伊那郡辰野町大字横川字飯沼沢3720ほか8筆
瀬戸真一	上伊那郡辰野町大字赤羽487	上伊那郡辰野町大字樋口1410

石川明	上伊那郡辰野町大字赤羽114-10	上伊那郡辰野町大字横川字門前2351ほか1筆
株式会社田切農産	上伊那郡飯島町田切2820	上伊那郡飯島町田切1118-1ほか3筆
株式会社本郷農産	上伊那郡飯島町本郷2238	上伊那郡飯島町本郷1918-14
駒澤通利	上伊那郡中川村片桐2898	上伊那郡中川村片桐560-1ほか1筆
株式会社まつむら農園	上伊那郡中川村片桐2333-1	上伊那郡中川村片桐2307-1
柏木貴行	飯田市千栄1119-1	飯田市千栄1031-2ほか4筆
井上利彦	下伊那郡高森町山吹5508-1	下伊那郡松川町元大島5859ほか2筆
有限会社燦燦	下伊那郡松川町大島2995	下伊那郡松川町大島759-1ほか1筆
かぶちゃんファーム株式会社	飯田市川路7592-1	下伊那郡高森町山吹2343-24ほか1筆
原宗之	下伊那郡阿智村伍和5452-2	下伊那郡阿智村伍和5402
小林智雄	下伊那郡根羽村6292-52	下伊那郡根羽村4333
株式会社やまだふぁーむ	松本市大字新村1795-1	松本市大字新村字横マクリ1449
伊藤勝基	松本市大字笹賀2908-3	松本市大字笹賀581-2ほか2筆
農事組合法人内田宮農	松本市内田2195-2	松本市大字内田字立石806-1ほか2筆
丸山隆	安曇野市三郷明盛731	安曇野市三郷明盛714-1ほか1筆
青木善茂	松本市梓川倭113-2	安曇野市三郷温156-1
板花金吾	安曇野市堀金三田3060	安曇野市堀金三田3161ほか1筆
株式会社大地	大町市常盤3828-24	大町市常盤字沓掛3913-9ほか1筆
株式会社ヴァンベール平出	大町市常盤1618	大町市常盤字郷倉1734ほか4筆
堀川文雄	大町市常盤4950-3	大町市常盤字南松原5805-11ほか3筆
有限会社浅原農産	北安曇郡池田町池田2676	北安曇郡池田町大字池田840-1
株式会社AFT	千曲市大字若宮470	千曲市大字須坂字下河原681-1
株式会社落影農場	上水内郡信濃町穂波1222-1	上水内郡信濃町大字穂波字穂波1162ほか3筆
農事組合法人富士里ファーム	上水内郡信濃町大字大井2224	上水内郡信濃町大字平岡字中村1940
農事組合法人野尻湖ふるさと農園	上水内郡信濃町大字野尻898-4	上水内郡信濃町大字野尻字五輪1177-30ほか8筆
株式会社マッシュアンドフルーツ	上水内郡飯綱町大字赤塩6450	上水内郡飯綱町大字赤塩字八幡原5124ほか12筆
野口隆	中野市大字小田中427-1	中野市大字金井字中道1046-1ほか10筆
吉谷要	中野市東山7-14	中野市大字小田中字東田72-1
高橋正彦	飯山市大字常盤773-1	飯山市大字常盤字屋敷添2108-2ほか10筆
株式会社とざま	飯山市大字中曾根110	飯山市大字緑字塩辛931

小坂勇二	下高井郡山ノ内町大字夜間瀬4264	下高井郡山ノ内町大字夜間瀬字藤沢4447-3
荻原忠一	中野市大字竹原415	下高井郡山ノ内町大字夜間瀬字藤沢4453-1
水上清治	下高井郡木島平村上木島3216-2	下高井郡木島平村大字上木島字池平3277-22

2 農用地利用配分計画を認可した日  
平成29年4月6日

農村振興課

公告

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第10条第3項の規定により、次の生産事業者を登録しました。

平成29年4月6日

長野県知事 阿部守一

登録番号	生産事業者の氏名及び住所	生産事業の内容	事業所の名称及び所在地
1391	小笠原 孝 諏訪市大字湖南6289番地4	種穂の採種、精選、 幼苗の育成	金子 孝 諏訪市大字湖南字鬼久保8666番イの2及び諏訪市大字湖南字鬼久保8666番ロ
1392	藤森 良隆 諏訪市大字湖南6961番地のハ	種穂の採種、精選、 幼苗の育成	金子 孝 諏訪市大字湖南字鬼久保8666番イの2及び諏訪市大字湖南字鬼久保8666番ロ
1393	山口 健一 長野市大字大町433番地2	幼苗の育成 幼苗以外の苗木の育成	山口 健一 長野市大字大町433番

森林づくり推進課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けましたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供します。

平成29年4月6日

長野県知事 阿部守一

- 都市計画の種類及び名称  
上田都市計画公園 2・2・21号 腰越公園
- 縦覧場所  
長野県建設部都市・まちづくり課及び上田市役所

都市・まちづくり課

公告

長野県拾ヶ堰土地改良区の役員について、次のように就退任の届出がありました。

平成29年4月6日

長野県松本地域振興局長 吉川篤明

理事

新任

氏名 住所  
丸山 昇 安曇野市穂高柏原5435番地6

退任

氏名 住所  
小林 陸奥男 安曇野市豊科4922番地10

農地整備課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成29年4月6日

長野県上田建設事務所長 荻野厚

- 許可番号  
平成28年12月15日 長野県上小地方事務所指令28上小地建第43-2号
- 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
上田市中之条字大長田398-1、399-1、400-4、400-5、401-1、401-4、405-1、406-1、406-2、406-8、407-1
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
上田市上田原765-1  
株式会社高山 代表取締役 滝沢康之

都市・まちづくり課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成29年4月6日

長野県諏訪建設事務所長 丸山義廣

## 1 許可番号

平成28年9月9日 長野県諏訪地方事務所指令28諏地建第75-3号

## 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

茅野市本町東5226-8、5227-1、5227-2、5228-1、5228-2、5228-7、5228-11、5229-1、5229-2、5229-3、5229-4、5229-5、5230-1、5230-5、5238-1、5238-9、5238-15、5239-6、5241-2の内

## 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

茅野市塚原2-13-33  
株式会社山長 代表取締役 矢崎和幸

都市・まちづくり課

## 公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成29年4月6日

長野県飯田建設事務所長 西元宏任

## 1 許可番号

平成29年3月13日 長野県下伊那地方事務所指令28下伊地建第17-1号

## 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

飯田市北方3354-1、3354-10、3354-18、3360-2、3369-4、3369-6、3369-33、3369-43、3369-44、3369-84

## 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

飯田市北方3354-1  
社会福祉法人アムノスの会 理事長 松村紘一

都市・まちづくり課

## 公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成29年4月6日

長野県松本建設事務所長 石井杉男

## 1 許可番号

平成29年3月23日 長野県松本地方事務所指令28松地建第23-1号

## 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

東筑摩郡朝日村大字西洗馬字向原1858-4、1858-6、1858-7、1858-12、1860-1、1861-1、1862-1、1862-2、1865-1、1866-1、1867、1868、1869、1870-1、1871-3、1871-5、1873-1、1873-2、1874-1、1874-2、1875-2、1876-2、1876-5、1881-2、1882-2、1884-1、1884-4、1858-3、1860-2、1861-2、1862-3、1862-4、1865-5、1866-2、1884-3

## 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東筑摩郡朝日村大字古見1286  
朝日村土地開発公社 理事長 中村武雄

都市・まちづくり課

## 公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成29年4月6日

長野県大町建設事務所長 清水孝二

## 1 許可番号

平成28年9月2日 長野県北安曇地方事務所指令28北安地商第33-1号

## 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

北安曇郡松川村字東松川5721-308、字東川原5721-309、5721-310、5721-311、字赤芝5721-528、5721-529、5721-574

## 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

北安曇郡松川村76番地5  
松川村土地開発公社 理事長 平林明人

都市・まちづくり課

## 公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成29年4月6日

長野県長野建設事務所長 竹内敏昭

## 1 許可番号

平成28年6月20日 長野県指令28都第29-3号

## 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

須坂市大字幸高字荒市場57番1

## 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

須坂市大字幸高220番1 ハイッチャーム201  
一色貴広

都市・まちづくり課

## 公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成29年4月6日

長野県警察本部長 尾崎徹

## 1 入札に付する事項

## (1) 調達する物品及び予定数量

ア 車両用信号灯器	530灯
イ 歩行者用信号灯器	396灯
ウ 車両用矢印灯器	98灯

## (2) 物品等の特質

入札説明書及び仕様書によります。

## (3) 納入期間

契約締結の日から平成30年3月31日まで

## (4) 納入場所

長野県警察本部が指定する場所

## (5) 入札方法

(1)の調達物品ごとの単価について行います(複数単価契約)。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

## 2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。)第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
- (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格(昭和59年長野県告示第60号)の別表の「製造の請負」又は「物件の買入れ」の欄の等級区分がAに格付けされている者であること。
- (3) 長野県会計局長から物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領(平成23年3月25日付け22管第285号)に基づく入札参加停止を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 長野県暴力団排除条例(平成23年長野県条例第21号)第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。
- (5) 調達する物品又は類似する物品について、相当期間の生産又は販売の実績を有する者であること。
- (6) 日本国内において調達物品の技術検査を行う設備を準備することができ、長野県警察本部係官の立会検査に応じられる者であること。
- (7) 調達物品に係るアフターサービス等を長期にわたり円滑に行う体制が整備されている者であること。

## 3 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格の申請

この入札に参加を希望する者で2の(2)に該当しないものは、次のとおり資格を申請することができます。なお、入札の時までに2の(2)に該当していなければ、入札に参加することはできません。

### (1) 申請書の入手先

次のアドレスからダウンロードすることができるほか、(3)の場所で入手できます。

<http://www.pref.nagano.lg.jp/kensa/nyusatusankasikaku.html>

### (2) 申請を行う時期

随時受け付けます。

### (3) 問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692-2  
長野県会計局契約・検査課用品調達係  
電話 026(235)7079

## 4 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692-2  
長野県警察本部警務部会計課施設室  
電話 026(233)0110 内線 2234

## 5 仕様書及び材料承認に関する問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692-2

長野県警察本部交通部交通規制課安全施設係

電話 026(233)0110 内線 5201

## 6 入札手続等

### (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

### (2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成29年5月15日(月) 午前10時30分  
イ 場所 長野県庁 西庁舎入札室

### (3) 郵送による場合の入札書の受領期限及び提出場所

ア 受領期限 平成29年5月12日(金) 午後5時  
イ 提出場所 〒380-8510(警察本部専用郵便番号)  
長野県大字南長野字幅下692-2  
長野県警察本部警務部会計課施設室

### (4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成29年5月10日(水)午後5時までに上記4の場所に提出してください。この場合において、開札日の前日までの間に必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

### (5) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

### (6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

### (7) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

### (8) 契約書作成の要否

必要とします。

### (9) 落札者の決定方法

調達物品の全ての品目の単価が予定価格の制限の範囲内であって、各単価に予定数量を乗じて得た金額の合計額が最低の者を落札者として決定します。

## 7 その他

詳細は、入札説明書及び仕様書によります。

## 8 Summary

### (1) Nature and quantity of the products to be purchased

a Traffic signal lamp for car - 530  
b Traffic signal lamp for person - 396  
c Traffic arrow signal lamp for car - 98

### (2) Contract period:

From the conclusion date of the contract through  
March 31, 2018

### (3) Contact place for information about the tender;

description/conditions/and other inquiries:  
Facilities office, Finance Division, Police  
Administration Department,  
Nagano Prefectural Police Headquarters,  
692-2 Habashita, Minaminagano, Nagano City

Tel. 026-233-0110 Ext. 2234

- (4) Time and place for the tender and bid opening:  
Time:10:30a.m. May 15, 2017  
Place:Bidroom, Nagano Prefectural government west annex
- (5) Time limit for the tender by mail and the delivery location  
Time:5:00p.m. May 12, 2017  
To:Facilities office, Finance Division, Police Administration Department,  
Nagano Prefectural Police Headquarters  
380-8510(Exclusive postal code for Nagano Prefectural Police Headquarters)  
692-2 Habashita, Minaminagano, Nagano City

会 計 課

## 公告

次のとおり落札者を決定しました。

平成29年4月6日

長野県警察本部長 尾 崎 徹

- 1 落札に係る物品等の名称及び予定数量
  - (1) レギュラーガソリン  
268,000リットル
  - (2) 軽油  
9,700リットル
  - (3) ガソリンエンジン用オイル (S L級以上)  
30リットル
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
  - (1) 名 称 長野県警察本部警務部会計課
  - (2) 所在地 長野市大字南長野字幅下692-2
- 3 落札者を決定した日  
平成29年3月16日
- 4 落札者の名称及び所在地
  - (1) 名 称 株式会社高見澤 石油・オート事業部
  - (2) 所在地 長野市大字大豆島字中之嶋3229
- 5 落札金額
  - (1) レギュラーガソリン1リットル当たりの単価  
125円×108/100円
  - (2) 軽油1リットル当たりの単価  
106円+ (106円-32.1円) × 8 /100円
  - (3) ガソリンエンジン用オイル1リットル当たりの単価  
700円×108/100円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 入札公告を行った日  
平成29年2月9日

会 計 課